春日部市屋外広告物条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条(以下「改正後の条」という。) に対応する改正前の欄の 条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引 かれた字句に改める。

改正後

(広告物又は掲出物件の管理)

第19条 広告物を表示し、<u>若しくは</u>掲出物件を設<mark>第19条 広告物を表示し、<u>又は</u>掲出物件を設置す</mark> 物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者 (次条において「広告物の所有者等」という。) は、これらに関し補修その他必要な管理を怠ら ないようにし、良好な状態に保持しなければな らない。

(広告物又は掲出物件の点検)

- 第19条の2 広告物の所有者等は、規則で定める ところにより、定期に、広告物の所有者等に係 る広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣 化の状況について点検を行わなければならな い。ただし、人に危害を与え、又は他の物件を 損傷するおそれのない広告物又は掲出物件とし て規則で定めるもの (第4項において「点検不 要広告物等」という。) については、この限り でない。
- 2 前項本文の点検のうち規則で定める広告物又 は掲出物件(次項において「資格者点検義務広 告物等」という。)に係るものについては、法 第10条第2項第3号イに規定する者その他規則 で定める資格を有する者(次項において「広告 物等点検資格者」という。) に行わせなければ ならない。
- 3 第1項本文の点検のうち規則で定める広告物 又は掲出物件(資格者点検義務広告物等を除 く。)に係るものについては、広告物等点検資 格者に行わせるよう努めなければならない。
- 4 第7条若しくは第8条第5項の許可(既に設 置されている掲出物件に広告物を表示する場合 に限る。)、第12条第3項の規定による許可の 期間の更新又は第13条第1項の許可を受けよう とする者(点検不要広告物等について許可又は

改正前

(広告物の管理)

置する者若しくはこれらを管理する者又は広告 る者 (管理する者が置かれているときは、その 者)は、これらに関し補修その他必要な管理を 怠らないようにし、良好な状態に保持しなけれ ばならない。

許可の期間の更新を受けようとする者を除く。)は、規則で定めるところにより、第1項本文の 点検の結果を市長に報告しなければならない。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。